

○松山大学学生の学費減額措置に関する取扱い

2014（平成26）年3月13日

制定

改正 2016（平成28）年2月3日

2019（令和元）年5月7日

2021（令和3）年2月10日

2023（令和5）年10月31日

2024（令和6）年12月17日

（目的）

第1条 この取扱いは、就職活動を延長する等の理由により松山大学学則（以下「学則」という。）

第26条に定める修業年限を超えて在学する学生の経済的負担を考慮して講じられる学費減額措置（以下「本措置」という。）について定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 本措置の適用を受けようとする者は、当該年度当初の履修登録期限までに、所定の方法により学費減額申請を行い、学長の許可を得なければならない。

2 学費減額申請を行うことができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 経済学部の学生については、学則第26条に定める修業年限を超えて在学し、「卒業論文」を含む8単位以内の履修登録により当該年度での卒業が可能となる者
- (2) 経営学部の学生については、学則第26条に定める修業年限を超えて在学し、「卒業論文」を含む8単位以内の履修登録により当該年度での卒業が可能となる者
- (3) 人文学部英語英米文学科の学生については、学則第26条に定める修業年限を超えて在学し、「演習Ⅳ（卒業研究）」を含む8単位以内の履修登録により当該年度での卒業が可能となる者
- (4) 人文学部社会学科の学生については、学則第26条に定める修業年限を超えて在学し、「卒業論文」を含む8単位以内の履修登録により当該年度での卒業が可能となる者
- (5) 法学部の学生については、学則第26条に定める修業年限を超えて在学し、「専門演習Ⅱ」を含む8単位以内の履修登録により当該年度での卒業が可能となる者
- (6) 薬学部の学生については、学則第26条に定める修業年限を超えて在学し、「薬学総合演習」の履修登録により当該年度での卒業が可能となる者
- (7) 情報学部の学生については、学則第26条に定める修業年限を超えて在学し、「卒業研究」を含む8単位以内の履修登録により当該年度での卒業が可能となる者

（学費）

第3条 本措置の適用を受ける者の学費は、松山大学納付金規程別表(1)の定めるところによる。

（履修）

第4条 本措置の許可を得た者は、次の各号に従い、履修を行わなければならない。

- (1) 経済学部の学生については、当該年度当初の時点で「卒業論文」を含む卒業に必要な科目（単位）のみ履修することができる。なお、当該年度前学期に修得した単位を加えても卒業に必要な単位に達しない場合は、年間履修単位の合計が8単位の範囲内で、卒業に必要な科目（単位）を後学期に追加履修することができる。
- (2) 経営学部の学生については、当該年度当初の時点で「卒業論文」を含む卒業に必要な科目（単位）のみ履修することができる。なお、当該年度前学期に修得した単位を加えても卒業に必要な単位に達しない場合は、年間履修単位の合計が8単位の範囲内で、卒業に必要な科目（単位）を後学期に追加履修することができる。
- (3) 人文学部英語英米文学科の学生については、当該年度当初の時点で「演習Ⅳ（卒業研究）」を含む卒業に必要な科目（単位）のみ履修することができる。なお、当該年度前学期に修得した単位を加えても卒業に必要な単位に達しない場合は、年間履修単位の合計が8単位の範囲内で、卒業に必要な科目（単位）を後学期に追加履修することができる。
- (4) 人文学部社会科学の学生については、「卒業論文」を含む卒業に必要な科目（単位）のみ履修することができる。なお、当該年度前学期に修得した単位を加えても卒業に必要な単位に達しない場合は、年間履修単位の合計が8単位の範囲内で、卒業に必要な科目（単位）を後学期に追加履修することができる。
- (5) 法学部の学生については、「専門演習Ⅱ」を含む卒業に必要な科目（単位）のみ履修することができる。なお、当該年度前学期に修得した単位を加えても卒業に必要な単位に達しない場合は、年間履修単位の合計が8単位の範囲内で、卒業に必要な科目（単位）を後学期に追加履修することができる。
- (6) 薬学部の学生については、「薬学総合演習」のみ履修することができる。なお、当該年度前学期に「薬学総合演習」の単位を履修できなかった場合は、後学期に再度履修することができる。
- (7) 情報学部の学生については、当該年度当初の時点で「卒業研究」を含む卒業に必要な科目（単位）のみ履修することができる。なお、当該年度前学期に修得した単位を加えても卒業に必要な単位に達しない場合は、年間履修単位の合計が8単位の範囲内で、卒業に必要な科目（単位）を後学期に追加履修することができる。

（その他）

第5条 その他の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本措置の許可は、学則第26条に定める修業年限を超える在学期間中に、1回に限り、得ることができる。ただし、許可後の変更は認められない。
- (2) 本措置の適用を受ける場合でも、前学期又は後学期を休学することができる。
- (3) 演習科目（卒業論文を含む。）の代替を許可されることにより卒業に必要な単位が8単位

以内の不足となる場合は、本措置の適用を受けることができる。なお、当該年度前学期に修得した単位を加えても卒業に必要な単位に達しないときは、年間履修単位の合計が8単位の範囲内で、卒業に必要な科目（単位）を後学期に追加履修することができる。

- (4) 卒業に必要な単位には、教職課程、司書課程又は司書教諭課程の科目の履修による単位を加えることはできない。

(所管)

第6条 この取扱いに関する業務は、教務部教務課が行う。

(改廃)

第7条 この取扱いの改廃は、教学会議の議を経て、常務理事会が行う。

附 則

この取扱いは、2014（平成26）年4月1日在学生から適用する。

附 則（2016（平成28）年2月3日）

この取扱いは、2016（平成28）年4月1日から施行し、2016（平成28）年4月入学生から適用する。

附 則（2019（令和元）年5月7日）

この取扱いは、2019（令和元）年5月7日から施行し、2019（平成31）年4月入学生から適用する。ただし、2018（平成30）年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2021（令和3）年2月10日）

この取扱いは、2021（令和3）年2月10日から施行し、2019（平成31）年4月入学生から適用する。

附 則（2023（令和5）年10月31日）

この取扱いは、2024（令和6）年4月1日から施行する。ただし、2023（令和5）年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2024（令和6）年12月17日）

この取扱いは、2025（令和7）年4月1日から施行する。